

新市の名称及び事務所の位置等について

(1) 新市の名称

新市の名称は「酒田^{さかたし}市」とする。

(2) 新市の名称の選定理由

新市の名称について、第 1 回北庄内合併協議会において協議し、全会一致で「酒田市」とすることが確認された。

北庄内地域において、「酒田市」という名称は、全国的にも知名度が高く、産業や観光の振興等、新市の発展を期す上でもっともふさわしい名称である。

以上の理由により、新市の名称を「酒田市」とするものである。

(3) 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、酒田市本町二丁目 2 番 45 号(現在の酒田市役所の位置)とする。

(4) 新市の事務所の位置の選定理由

新市の事務所の位置について、第 1 回北庄内合併協議会において協議し、酒田市本町二丁目 2 番 45 号とすることが確認された。

新市の事務所となる酒田市役所は、新市全体における生活圏の中央部に位置し、市役所周辺の市街地には、他の官公署、金融機関、産業施設等の都市機能、商工業の集積があり、さらに道路や鉄道など地域内外との連絡交通網の体系が整備されていることなどにより、住民の利便性に富んでいる。

以上の理由により、新市の事務所の位置を酒田市本町二丁目 2 番 45 号とするものである。